



\* 今月の花  
賀茂ナスとオクラ

# 原告の笑顔は 日韓の宝

## 前へ! 未解決 朝鮮女子勤労 挺身隊問題

### 戦後補償求める日・韓7団体が共同アピール 人権の回復は 友好の礎

10.10 名古屋



支援者から受け取った花をかざす原告。右から、金中坤氏、金性珠さん、李東連さん、梁錦徳さん。左は司会つとめる高橋信一名古屋支援会、共同代表。(撮影：松谷氏)

名古屋三菱朝鮮女子勤労挺身隊訴訟の原告四人が来日し、十月十日午後、同訴訟を支援する会・弁護団主催の集会『原告に笑顔を』に出席した。

名古屋千種区のホテル、ルブラ王山で開かれた同集会には、二百人をこえる日・韓の支援者が参加し、韓国光州高裁が被告三菱重工にたいし賠償命令を出した六月二四日判決以降の、戦後補償問題での日・韓・中の司法状況を学び、今後の運動課題についての諸提案を受けとめた。

同集会に参加した顔ぶれには次の方々【敬称略】が含まれる。

韓国から、原告の梁錦徳、李東連、金性珠、金中坤、(朴海玉さんは病気のため来日をあきらめた)。および、光州に事務局を持つ「勤

労挺身隊ハルモニとともにする市民の会」スタッフを含む一行、李國彦(勤労挺身隊ハルモニと共にする市民の会常任代表)、金正勳(同会共同代表)、金熙鏞(同会顧問)、安英淑(同会事務局長)、鄭京姫(通訳)、安鐘澈(同会諮問委員長)、尹鳳蘭(諮問委員)、金正熙(弁護士)、崔 睦(弁護士)、禹承熙(全羅南道道議員)、林 澤(光州市市議員)、曹五燮(光州市市議員)、鄭榮大(同会運営委員)、朴晔燮(同会運営委員)、慶恩娥(同会会員)、鄭祐榮(映像監督)、林容徹(映像監督)、蘇中漢(記者)。

主催団体である「支援する会」スタッフと会員、並びに「弁護団」を構成する弁護士ら。

集会で発表された『共同アピール』『関連企業への申し入れ書』に関わった他の団体、三菱元徴用

原告に笑顔を!

# 『政府・加害企業は責任果たせ』



集会にのぞむ前に訪問した名南ふれあい病院内の東南海地震犠牲者追悼碑前で。(撮影＝松谷氏)

工在外被爆者問題訴訟団(大阪)、日本製鐵元徴用工裁判を支援する会(東京)、第2次不二越強制連行・強制労働訴訟を支援する北陸連絡会(富山)、強制労働被害者立法をめざす日韓共同行動(東京)、各々の関係者。

在日の韓国・朝鮮民族団体の関係者。

国会議員の(挨拶順で) 本村伸子、近藤昭一。

▽ 報道記者ほか。

▽ 第1部集会の流れは次の通り。

内河惠一名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟弁護団長が、「運動の高揚で、日本の植民地支配被害者が救済される歴史への転換をはかろう」と開会挨拶。

原告への花束贈呈のあと、原告の、梁錦徳さんが「安倍首相から謝罪があるまで」、金中坤氏が「加害企業が責任果たすまで」闘いをやめないと、あいさつ。

ミニコンサートではシンガーソングライター原田義雄さんが、運動の中で生まれた応援歌を数曲披露した。

李國彦勤労挺身隊ハルモニとともにする市民の会常任代表は「韓国情勢と運動課題」と題しル報告の中で、「日本での裁判結果が、韓国高裁に実を結んでいる。被害者を放置してきた日・韓政府間での



金正熙弁護士は「韓国の高等法院判決と司法状況」と題して報告。関連事件全体を見渡しながら、三菱勤労挺身隊訴訟を説明したが、その中で、「梁錦徳さんらの訴訟以後、金在林さんら四人が一四年二月二七日に第二次提訴、李敬子さんら三人が一五年五月二二日に第三次提訴した。しかし、いずれにも三菱は『悪意な訴訟遅延』策をとっていることについて暴露、言及した。



原告に笑顔を!

外交課題にならざるを得ない。」と述べた。

日本の支援団体からは、



①平野伸人・平和活動支援センター所長は、「三菱マテリアル和解交渉について」報告。



②矢野秀喜・朝鮮人強制労働者補償立法をめざす日韓共同行動事務局長は、「戦後補償運動の課題」を提起。

③高橋 信・「名古屋支援会」

共同代表「『名古屋支援会』の活動と提案(1、三菱重工、新日鉄住金、不二越工業への共同申入書、2、日本政府へのアピール)」と続いた

会場からの質問。(高裁判決の仮執行の可能性など)

「共同申入書」・「共同アピール」の提案・確認。

閉会挨拶に立った寺尾光身・「名古屋支援会」共同代表は、政治情勢にふれて、安倍首相の、憲法に挑戦するクーデターの政治手法を糾弾しつつ、東アジアの平和を視野に入れて運動を前進させ、ハルモ二らの本当の笑顔を勝ち取ろうと、集会を締めくくった。



司会は、前半を高橋信氏が、後半を中村紀子さん(名古屋支援会)共同代表がとめた。

▽ 第2部の懇親会が同ホテル内で開かれた。

# 共同アピール

十月十日の「つどい」で採択された二つの文書は次の通り

私たちは、日本の敗戦によつて

太平洋戦争が終結し、朝鮮が日本の植民地支配から解放されて70年の記念すべき年に、名古屋三菱女子勤労挺身隊訴訟光州高等法院判決を歓迎して名古屋で行われた本集会に集い、以下の通り共同で宣言する。

韓国の光州高等法院は六月二四日、名古屋三菱女子勤労挺身隊訴訟について、被告三菱重工業株式会社(以下、三菱)が幼い少女であつた原告を騙して過酷な労働に従事させたことを不法行為と認め、原告らに対して慰籍料の支払いを命じる判決を行った

韓国では、大法院(最高裁)が二〇一二年五月二四日、三菱重工業株式会社、新日本製鐵株式会社(現新日鐵住金株式会社)に対し強制徴用による不法行為を認め損害賠償

を命じた後、ソウル、釜山、光州の各高等法院(高裁)で強制徴用・挺身隊等の強制連行被害を受けた原告らに対する賠償を命じる判決が相次いでいる。

今回の光州高等法院の判決もその流れに属するものである。

ソウル高等法院(高裁)では不二越女子勤労挺身隊訴訟の書理が継続中であるが、同訴訟でも原告側の勝訴が確実視されている。

これらの訴訟において被告とされた企業は、「一九六五年の日韓請求権協定によつて解決済みである」との主張を繰り返してきた。しかし、この主張は認めないとの韓国司法の姿勢は確立したものと云うべきである。被告各企業は、徒に訴訟の引き延ばしを行うことを辞め、速やかに判決を受け入れ、原告らの請求を認め、賠償に応じるべきである。

同時に、我々は日韓両国政府及び関連被告企業に対して、朝鮮半島で行われた強制連行に伴う戦後

原告に笑顔を!

処理問題について、その包括的な解決のための枠組みを構築するための交渉を速やかに開始することを強く求める。

強制連行被害者らは既に八〇歳を超えており、その救済は待ったなしの課題である。

日本政府は「日韓請求権協定による解決済み」論に固執している。

しかし、最高裁判所は、二〇〇七年四月二七日、強制連行された中国人元労働者が西松建設に対し損害賠償等を請求した上告審判決の中で、サンフランシスコ講和条約第十四条(b)の解釈についての判断の中であるが、同条約によつて(被害者の)「請求権を実体的に消滅させることまでも意味するものではない」と判断している。この法理は、日韓請求権協定についても当然に妥当する。朝鮮から強制連行された被害者らの被告各企業に対するそんがいが損害賠償請求権は日韓請求権協定によつて消滅させられたものではないことを被告各企業及び日韓両国政府は認め、その包括的解決のための努力を行うべきである。それは、戦争や植

民地支配の中で行われた非人道的な人権侵害に対しては個人の尊厳を重視しその救済を図ろうとして国際人道法の発展方向にも合致するものであり、その努力は国際社会からも高い評価を受けるであろう。また、日韓両国の友好と親善を深め、東アジアの平和的発展の礎になるに違いない。

強制連行問題の包括的解決のための枠組みについては、ドイツにおいて、同様の強制労働被害者に関して、ドイツ政府とドイツ企業が共同で「記憶・責任・未来」基金を設立し、被害者の被害回復を行うたことを想起し、日韓両国政府と関連企業の出資によつて財団を設立し被害回復を図ることも検討されるべきである。

私たちは、日韓両国政府及び関連企業に対して、上記の通り要求するとともに、引き続き日韓両国民と連帯し、朝鮮半島における強制労働被害の回復のためのたたかいを前進させる決意をここに表明する。

二〇一五年一〇月一〇日

名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身

隊訴訟弁護団(名古屋)

名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身

隊訴訟を支援する会(名古屋)

三菱元徴用工在外被爆者問題訴訟団(大阪)

日本製鐵元徴用工裁判を支援する会(東京)

第2次不二越強制連行強制労働訴訟を支援する北陸連絡会(富山)

強制労働被害者立法をめざす日韓共同行動(東京)

勤労挺身隊ハルモニとともにする市民の会(韓国・光州)

三菱重工業株式会社  
代表取締役社長 富永俊一様

### 申し入れ書

#### 第1 申し入れの趣旨

直ちに控訴・上告を取り下げるとともに、原告らの請求を認め速やかに賠償を行うこと。

① 三菱広島元徴用工被爆考訴訟釜山高等法院判決(二〇一八年七月三〇日判決言い渡し)

② 朝鮮女子勤労挺身隊訴訟光州高等法院判決(二〇一五年六月二十四日判決言い渡し)

2 貴社を被告として光州地方法院に提起された第2次、第3次勤労挺身隊訴訟についても原告らの請求を認め、速やかに賠償を行うこと。

3 太平洋戦争中に徴用工、勤労挺身隊等として強制的に朝鮮半島から日本に連行され、貴社の軍需工場で過酷な労務に従事したすべての被害者に対する補償を行うため、日韓両国政府と協議し、その包括的な解決をはかること。

#### 第2 申し入れの理由

韓国の光州高等法院は六月二十四日、名古屋三菱女子勤労挺身隊訴訟について、被告三菱重工業株式会社、幼い少女であった原告を騙して過酷な労働に従事させたこ



とを不法行為と認め、原告らに対して慰籍料の支払いを命じる判決を行った。

韓国では、大法院が二〇一二年五月二四日、三菱重工株式会社、新日本製鐵株式会社(現新日鐵住金株式会社)に対し、強制徴用による不法行為を認め、損害賠償を命じた後、ソウル、釜山、光州の各高等法院で強制徴用・挺身隊等の強制連行被害を受けた原告らに対する賠償を命じる判決が相次いでいる。さらに、ソウル高等法院では不二越女子勤労挺身隊訴訟の審理が継続中であるが、同訴訟でも原告らの勝訴が確実視されている。

これらの訴訟において被告とされた企業は、「一九六五年の日韓請求権協定によつて解決済みである」との主張を繰り返してきた。しかし、この主張は認めないとの韓国司法の姿勢は確立したものと云うべきである。被告各企業は、徒に訴訟の引き延ばしを行うことを辞め、速やかに判決を受け入れ、原告らの請求を認め、賠償に応じるべきである。

同時に、私たちは日韓両国政府及び関連被告企業に対して、朝鮮

半島で行われた強制連行に伴う戦後処理問題について、その包括的な解決のための枠組みを構築することを強く求める。強制連行被害者らは既に八〇歳を超えており、その救済は待たなしの課題である。日本政府は「日韓請求権協定による解決済み」論に固執している。

しかし、最高裁判所は、二〇〇七年四月二七日、強制連行された中国人元労働者が西松建設に対し損害賠償等を請求した上告審判決の中で、サンフランシスコ講和条約第十四条(b)の解釈についての判断の中であるが、同条約によつて(被害者の)「請求権を具体的に消滅させることまでも意味するものではない」と判断している。この法理は、日韓請求権協定についても当然に妥当する。朝鮮から強制連行された被害者らの被告各企業に対する損害賠償請求権は日韓請求権協定によつて消滅させられたものではないことを、被告各企業及び日韓両国政府は認め、その包括的解決のための努力を行うべきである。それは、戦争や植民地支配の中で行われた非人道的な人権

侵害に対しては個人の尊厳を重視し、その救済を図ろうとしている国際人道法の発展方向にも合致するものであり、その努力は国際社会からも高い評価を受けるであろう。また、日韓両国の友好と親善を深め、東アジアの平和的発展の礎になるに違いない。

強制連行問題の包括的な解決のための枠組みについては、ドイツにおいて、同様の強制労働被害に関し、ドイツ政府とドイツ企業が共同で「記憶・責任・未来」基金を設立し、被害者の被害回復を行ったことを想起し、日韓両国政府と関連企業の出資によつて財団を設立し被害回復を図ることも検討されるべきである。

私たちは、二〇一五年が日本の敗戦によつて太平洋戦争が終結し、朝鮮が日本の植民地支配から解放されて七〇年の記念すべき年にあたり、被告各企業に対し、これ以上の訴訟の引き延ばしを行うことなく、原告の請求を受け入れ賠償を行うとともに、全ての強制徴用被害者(勤労挺身隊を含む)に対す

る賠償を含む包括的解決のために必要な行動を取ることを申し入れる。

二〇一五年一〇月一〇日

名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟弁護団(名古屋)

名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する会(名古屋)

三菱元徴用工在外被爆者問題訴訟団(大阪)

日本製鐵元徴用工裁判を支援する会(東京)

第2次不二越強制連行・強制労働訴訟を支援する北陸連絡会(富山)

強制労働被害者立法をめざす日韓共同行動(東京)

勤労挺身隊ハルモニとともにする市民の会(韓国・光州)

## 二文書、三菱と外務省に直接手渡す

### 十月十日の『つどい』で提案採択された二つの文書は、高橋、持橋、矢野、小出が、十月十六日(金)、三菱重工本社総務法務部と外務省北東アジア課に直接出向き、担当者を経過と趣旨を説明して、手渡した。

十月十日の『つどい』で提案採択された二つの文書は、高橋、持橋、矢野、小出が、十月十六日(金)、三菱重工本社総務法務部と外務省北東アジア課に直接出向き、担当者を経過と趣旨を説明して、手渡した。

原告に実現を!

# イバラの道を 立派な歴史の道に

★つどいと交流に参加して

鎮 宗 金

十月十日(土)  
集 会

会場のホテル・ルブラ王山につくと、すでに多数の人々が席に着いていた。盛会に少しばかりおどろく。どこか空席でもあればと会場を見渡していると、支援する会のIさんがかけよって来て、席に案内していただいた。座って気がつくくと、その席は来日した韓国市民の会の席であった。

八月の初めに、Iさんから電話があったので、参加を約束していた。電話では、以前Iさんの自宅で、語り合った光州の中学校女教師のべさんが、つい最近名古屋を訪問して…との近況を知らされた。席に着くと、「お久しぶりです」と声をかけられた。そう、数年ぶりに再会するキさんとその時、取

材をうけた記者だった。キムさんはあいさつそこそこに、紹介したい人がいると、後方の一般席にいるアンさんの席に私を誘った。何故アンさんなのか分からないまま、名刺を交わした。開会が宣言された。一時から五時近くまでの長い会議である。しかし久しぶりの原告のハルモニたちの気丈で楽天的なお顔にお目にかかれて、人間の尊厳を生き抜く姿に身が引きしまった。

九十歳のアリラン峠にさしかかるハルモニたちのある種の風格を感じていた。私の父母、わが「はらから(同胞)」の歩みを見る感じである。それにつけても、司会者の、老いをかくせないハルモニたちへの心遣い、軽妙かつ情のこもった話しぶりには、敬意！ 休憩に入ると韓国側の代表Iさんがかけよって来て、再会の握手をした。

運動の報告がなされた。韓国の高等法院判決と中国での三菱マテリアル和解を聞いて、中・韓両政府の対日姿勢と対日圧力の違いを見る。中国に比して『われらが力、いま、たに弱し!』。

共同アピールが提案された。「日韓条約」で解決済みとの日本側の立場に韓国法院の反撃、国際的にはサンフランシスコ講和条約(十四条b)の国際法とドイツ政府・企業の被害回復の取り組みが展開されている。

参加者二〇〇名の拍手が会場に鳴り響いた。

閉会后、韓国「市民の会」のメンバーが話してくれた。二〇〇名の人たちが約四時間の会議に集中する会議を韓国では見たことがない、と。

十月十一日(日)  
名古屋観光

アンさんと市内観光に行く。周遊バスを予定していたアンさんに、案内を買って出る。

休日の東春朝鮮初級学校の校長さんに、車での案内をお願いした。急な話にもかかわらず、OKの返事。そこで、東春の学校訪問から始まる。校長の案内で各教室をまわり、学校の現状と沿革を聞く。各教室では朝鮮語の教材、掲示物、そして朝鮮本、韓国本、日本本の三種類の絵本に感心する。異国の地での、民族教育に感心したり、その運営のきびしさに同情しきりであった

さて(名古屋)市内観光に出発

原告に笑顔を!

する。徳川美術館の日本武家の文化、朝鮮通信使展に行く。アンさんは現在、韓国で朝鮮通信使の世界文化遺産の登録に尽力しているとのこと。次に名古屋城に向かう。

朝鮮史にも名をとどめる加藤清正の築城と知る。雄大な城、とりわけ手入れのすばらしさ、文化の美しさに感心の様子。「大名とは?」「金鯢の韓国語は?」「本丸とは?」等々の質問に答えながら天守閣に上る。

次に、日泰寺にある植民地時代に犠牲になった朝鮮人の記念碑を東春朝鮮校長の提案で行く。碑文を読んでくれないかの話に、声を上げて読みあげると、アンさんは静かに頭をたれた。栄と名古屋駅周辺の観光は夜に独自で散歩すること。東山公園、名古屋市博物館は時間的に厳しいので又の機会にした。

光州からのお客なので、同じく全羅道からのニューカマーの料理店『百濟』に案内して食事をする。店の主人と同郷同志の楽しげな会話を聞く。アンさんは、これから日本友人との交流、日本文化への理解のために、日本語を学びた

いとのこと。

早速、私の著書『漢字で学ぶ朝鮮語』をプレゼントする。一緒に私の父の自伝『私の歩んだ道』を送呈する。(翌日の朝、在日の苦労がよく分かるとの感想あり)

### 十月十一日(日) 朝鮮学校運動会

アンさんの希望で愛知朝鮮高校の運動会に行く。

運動会の本部席テントでは、朝鮮学校の校長たちと名刺交換をする。(岐阜初中、四日市初中、名古屋初中、愛知朝高の各校長) テント内の各団体のメンバーとも。

アンさんは愛知朝高の呉校長に「寸志」を差し出した。同校の教育会長が感謝の言葉を述べた。

運動会が開会されると、アンさんは身を乗り出して生徒達の競技に声援と拍手を送り続けた。「在日の学校は赤と青の対抗だね」「韓国では青と白の対抗だ」「日本は赤と白ですか?」「赤と青は四神図の青竜と朱雀かな?」...と、話は転がる。つい私が「ベトナム戦争での白虎師団と青竜師団は、米軍より

ひどかったようだね」と口をすべらせる。

プログラムの進行とともに話題は尽きない。これが交流だなあと思う。競技の合間に、校長さんから許可を得て校舎の中を案内する。学校に到着した時にもらした、

「立派な校舎だね!」「自校の運動場で体育祭とは、すごい!」と予想をこす学校の規模に感心していたが、校舎内の民族性豊かな教育色にも強い関心を示していた。

『脱亜入欧』の朴さんの話から始まって、ハルモニ支援の金曜行動、アジアの市民交流、アジアの平和も、新たな『脱亜入欧』を許さない視点で語り合った。

十日の集会第一部閉会のことはの中で、寺尾共同代表が「戦争法はアベのクーデターであると考えてる」と語った。かつて東アジアを侵略したやからの遺伝子をうけつぐ者達が、東アジア蔑視の遺伝子を東アジア脅威の遺伝子に組み替えて、「日本の平和を守る」そのために「軍事的抑止力を強める」と「戦争法」を手にした。世界最強の軍事力を持つ米国の戦争に加わることを法制化した。

ここまで自国の命運を他国に依存する国は世界的にも珍しい。

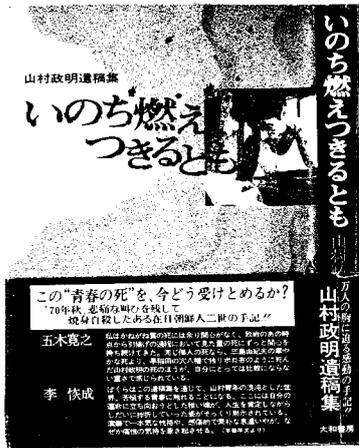
本来ならば、「日本の平和」は東アジア諸国との交隣によって追求されるものである。国の外交努力、市民たちの交流によって価値観と体制の相違を認め合い、相互理解と共存の途を話し合うことから、平和的關係が築かれる。アベのクーデターは東アジアの平和にとって百害あつて一益なしである。

早速、『○○連合』に「北朝鮮にとつて韓・米関係の強化は大きな脅威となった。これに日本が加われば盤石である」との論説があらわれた。「日本の平和」のための日本自衛隊の朝鮮半島への上陸は、考えただけでもぞつとする。南北朝鮮の人々は誰もがこれを望まない。

外交努力と市民交流によつて良い交隣をつくつてこそ、平和が創られる。日韓交流、日朝交流、日中交流の中で、相互の課題を解きほぐす。ハルモニたちへの支援も、数多くの交流を創りだしている。

集会の数日後、韓国の原告の一人朴海玉ハルモニから電話がかかってきた。体調を崩して来られな

原告に笑顔を!



# 鑑賞のおすすめ



〈その5〉

山村政明著

「いのち燃えつきるとも  
山村政明遺稿集」  
(大和出版)

伊藤一郎

(朝鮮文化を知る会)

## 偏見・差別なくす作業は 民族・国籍こえ、 共同ですすめたい

かつたハルモニである。当日参加のハルモニたちに手渡した私の記念品が届いたとのこと。「カムサハムニダ」の声が光州から届く。電話の声を聞いて安心して。「ハルモニ お元気でね」と返事をする。

ハルモニたち、どうかいつまでもお元気で！ ハルモニたちが歩んだイバラの道を、立派な歴史の

道路につくりなおすその日を信じて。お元気で！

本書は一九七〇年に三五歳で焼身自殺を遂げた在日二世の山村政明(以下、山村)の遺稿を集めたものである。

著者の山村は、九歳に帰化するまで「梁政明」であった。彼には二つの祖国があり、二つの名前があった。在日の学生サークルからは、山村自らが望んだのではない帰化を理由に「裏切者」として拒絶された。

一九七〇年代は、戦後世代の在日二世の葛藤の時代であった。戦後二〇年以上経つたにもかかわらず、日本社会は、日本が生み出した民族少数者である在日への差別、同化の圧力を加え続けていた。

それに加え、一九六五年の日韓基本条約は、在日社会を南北に引き裂いていた。一九六八年に「金燻老事件」を起した金燻老(本名:権燻老)は、在日朝鮮人に対する民族差別を再発し続けた。

この時代に精神的な軸を失った二世の中には、日本社会で暴走するものもいたが、真摯に差別社会に対する異議

申し立てを行つた人もいた。「日立就職差別事件」で在日の就職差別に毅然と闘い抜いた朴鐘碩さんもその一人である。

興味深いのは、日本社会における差別に異議を唱えた主体がいわゆる「民族(団体)」とは無縁の生活環境で生活していた二世だったことである。「日立就職差別事件」は韓国での日立製鋼の不買運動までに発展し、「民族」と無縁で、また既存の左翼政党とも無縁の市民たちの市民運動は海をも越えた。

他方、既存の在日の民族団体や在日の大多数の知識人はこの市民運動のうねりに対して、同化につながるものとしてNOを突き付けた。この状況は大なり小なり、今の日本社会、そして在日社会にも大きな影を落としている。

本書で山村は、当時早稲田大学の学内自治会を支配していた新左翼系党派に対しても痛烈な批判を浴びせている。山村自身の国籍、民族についての苦悩のほかに、党派への批判も本書のテーマとなっている。

『断片II Rの手記(一)』一六九年夏  
のなかで山村は、「ぼくはこんな国に生  
まれたくなかった。どんなに貧しくて  
も祖国朝鮮でいきたかった」と切々と  
訴えかける。

作品のなかで山村は、生まれ育った  
地をかくこ付きで「故郷」と表現して  
いる。

山村の本当の故郷は朝鮮の山河であ  
った。

『三千里錦繡江山』 美しい山河の  
祖国を思い、日本人、そして母なる懐  
である同胞にも関係を断たれた山村は、  
大学生の未熟さから一途に死に急いで  
しまった。本などのページを開いても、  
山村が両親、友人、そして読者すべて

に切々と語りかける口調には絶句する  
しかない。

祖国にも帰れず、自らが選んだわけ  
でもない帰化を理由に同胞社会にも帰  
れず、「死」に自らの帰るところを見出  
した山村。帰化は山村自身の意志では  
なく、他者の意志にもたらされたもの  
であった。

山村の両親は、山村を日本社会にお  
ける民族的差別や偏見から解放しよう  
とする悲しい愛情により、山村を帰化  
させたが、結果として山村は、内省的  
ではない帰化に苦しみ、そして帰化に  
よって安住の地を得ることはできな  
かった。

山村を死に追いやったのは日本社会

であり、また在日社会である。既存政  
党を批判しているかに見えた新左翼系  
党派も、山村にとっては独善的な革命  
の理論を振りかざす「エロ」でしかなか  
った。

在日の団体の有力幹部が、二〇一五  
年一月の新年のあいさつで、日本国籍  
をもつコリアンも「OUR FELLOW」(わ  
が同胞)だと明言した。山村が二〇一  
五年のいまを大学生として生きていた  
ら、朝鮮人として生きることを決意し  
た青年の山村を、どのように受け入れ  
たであろうか。まさか「日本国籍の活  
動家は同胞から受け入れられない」と  
一九七〇年当時のように、山村を拒絶  
する幹部、活動家、在日同胞がいな

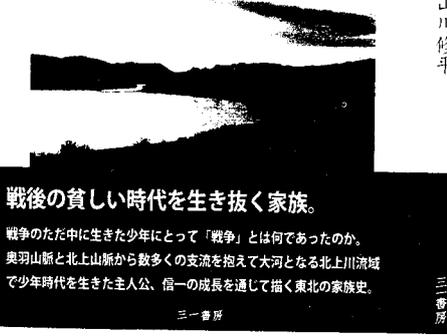
い。山村を死に追いやった日本社会、在  
日社会は、この社会から差別と偏見を  
なくすための作業を、民族、国籍を超  
えた共同作業として行っていくかなけれ  
ばならない。

# 北と南

小説  
山川修平

## 北と南

山川修平



注目とわさの

## 新 著

### 朝鮮通信使地域史研究

著	題名	頁	単価
文	朝鮮通信使の地域史研究	1-10	1,100
文	朝鮮通信使の地域史研究(1)	1-10	1,100
文	朝鮮通信使の地域史研究(2)	11-20	1,100
文	朝鮮通信使の地域史研究(3)	21-30	1,100
文	朝鮮通信使の地域史研究(4)	31-40	1,100
文	朝鮮通信使の地域史研究(5)	41-50	1,100
文	朝鮮通信使の地域史研究(6)	51-60	1,100
文	朝鮮通信使の地域史研究(7)	61-70	1,100
文	朝鮮通信使の地域史研究(8)	71-80	1,100
文	朝鮮通信使の地域史研究(9)	81-90	1,100
文	朝鮮通信使の地域史研究(10)	91-100	1,100
文	朝鮮通信使の地域史研究(11)	101-110	1,100
文	朝鮮通信使の地域史研究(12)	111-120	1,100
文	朝鮮通信使の地域史研究(13)	121-130	1,100
文	朝鮮通信使の地域史研究(14)	131-140	1,100
文	朝鮮通信使の地域史研究(15)	141-150	1,100
文	朝鮮通信使の地域史研究(16)	151-160	1,100
文	朝鮮通信使の地域史研究(17)	161-170	1,100
文	朝鮮通信使の地域史研究(18)	171-180	1,100
文	朝鮮通信使の地域史研究(19)	181-190	1,100
文	朝鮮通信使の地域史研究(20)	191-200	1,100

## 創刊号

2015.10

緑地連朝鮮通信使関係地域史研究会

★訂正…8月号8頁、「竹島爆破して『紛争』解決」の記事で、日本政府側の局長名が『井関』とありますが、『伊関』の誤りです。お詫びして訂正します。



### 反省会から

★十月十四日の戦争展実行委員会では、今年の戦争展のまとめでした。以下は県連が担当した、『戦災空襲犠牲者調査』『戦争体験証言』のまとめのメモです。

## 犠牲者しるべ 豊橋、三河部で大きな前進

あてにくい民間被災者への照明

あるからだ。

「戦死・戦災死」の定義、「軍人・軍属・民間人など国家との関係」

による区別と境界、「空襲・非空襲(動員中の労災死ほか)」の境界、「県外で犠牲の愛知県人」「愛知県内で犠牲の県外の人」の扱い、「県内犠牲の朝鮮・中国・米国人」の扱いなど、カウント対象についての議論は特にされていない。

いわゆる『援護法』改定毎に、行政が掌握する犠牲枠は拡大されてはきたものの、戦争犠牲者援護行政における「戦争被害国民受忍論」などの『官高・民低』策、『外人排除』策等の傾向は、ぬぐいきれず、被害全体の真実究明に大きな負の力ゲをおとしているのが

現状である。

④ この間の受付数 362名の内訳

ア、豊橋の会(新たに約300名)、岡崎の会(新たに22名)の粘り強い調査活動の成果が顕著に示されている。

※豊橋空襲死者名の増加分は、『続豊橋空襲体験記』(豊橋空襲を語りつぐ会)2015.6.20)掲載の名簿『戦災死者埋葬調査(豊橋市役所)』と『豊橋市殉難者合同慰霊祭受付簿』により整理作成)に拠っている。

イ、比較的調査・判明しやすいと思われる動員学徒でも、不十分さを残していることが、今回、佐藤氏、村田氏、越智さん、林さんらから、示して頂いた。

一、二〇〇二年二月調査グループを立ち上げて始めた『愛知・戦災空襲犠牲者(死者)』調査で、昨年の戦争展からの調査を集約したところ、別記の通りの結果を得た。皆様方のご協力に感謝します。

二、いくつかの説明を加えます。

① この間の受付集約数は、B1a33~B1794G、362名分。

『B0000』なる記号・番号は、調査開始後に受付・集約順に、便宜的にふったモノ。二〇〇二年の調査開始時点に集約した名簿(公刊資料にある記録などから集めて)作成したカードには『A』記号をつけて以後の受付分とは分けた。

因みにA記号カードは 1~5717を作成した。

② A、Bの累計  
(A) 5717  
(B) 1794  
プラス (B) から、重複や空番などカウント不  
適分の 約 50 をマイナスする  
と、イコール 約 7461 となる。

### ③ 判明率

累計数の約7461(名)について、愛知県民生部や新聞社などが調査発表している愛知県の空襲戦災死者全体数(13,000~13,500)を母数として、その割合を計算すると、  
**五五・三~五七・四%**

母数のカウントの仕方はカウント主体毎に一律ではない。というのは『死者・犠牲者』定義が多様で

# 記録と追悼

## 新しく判明した、空襲犠牲者となつた『いのちの名』一覧

▼□□□□(四四夏労災)、木全肇(四四秋通勤時事故)、阿部典脇の兄(四五・三・一九)、副田昭二の弟(四五・三・一九)、高野磯雄(四五・四・七)、野津幸望の兄(四五・五・一七) 以上『※①』

▼福岡定一の祖母(四五・五・一四)、六戸尚彦(四四・十二・二二)

、六戸尚彦の祖母(四四・十二・二二) 以上『※②』

▼八木卓二、杉本啓 以上(四四・十二・二三)『※③』

▼沢田喜造、森 文代 以上(四五・七・二四)『※④』

▼【朝鮮第四農耕隊】妻木熙珍(四五・五・二二)、郭山

□□(四五・七・二二)、金海□□(四五・七・二二)、山本亨通(四五・七・十五)、金田墩洙(四五・五・三)、東原玉童(四五・六・十五) 以上『※⑤』

▼中村三代子、鳥居ひとみ、中川喜代子、塚野 かな子 以上(四五・六・九)『※⑥』

▼小出春吉(四五・三・二五)、小出弘光(四五・三・二五)、犬飼昭一(四五・三・十九) 以上『※⑦』

▼彦坂弘崇、川辺せつ子、山本松子、山本榮笑子、□□□□、□□□□(兵士)、川口□□(女性) 以上(四五・八・十四)『※⑧』

▼【豊橋空襲】(一九四五・六・二〇) 及部五郎、及部博和、鈴木いし、眞野重市、岩井秀夫、菅沼あい、菅沼ぶん、鈴木きみ子、鈴木敬子、鈴木玉子、鈴木なな、鈴木美子、中尾 京、中尾 史、中尾 宏、中尾 実、中尾 正、成田時子、

ウ、三菱大府飛行場建設(地崎組)の中国人犠牲者調査は、日中友好協会愛知県連等のお力による。工、『第四農耕勤務隊留守名簿(昭和二十年三月〜五月調製)』による朝鮮農耕隊犠牲者名。朝鮮半島からの強制動員の第四段階(「募集」「官斡旋」「徴用」に次ぐ)、師管区の兵事機関を通じた強制動員された『農耕(勤務)隊』の事情が次第に明らかにされる中で、今回六名の犠牲者が突き止められた。

本年九月一日、「覚王山日泰寺・宛死同胞慰霊碑前での追慕式では、同犠牲者名がはじめて『呼び上げ』られた。なお、豊田の会、瀬戸の会、日朝協会、伊藤孝司氏等が本件調査を進めている。

⑤ 調査の力へと課題

ア、厚労省に「国家総動員」法体制下での死亡者名簿の存在が確認されているが、一般への開示は制限されている。調査上、有力な

よりどころとなる年金保険加入者の原簿や学生・生徒・児童の学籍簿などの記録類等も、開示に制限をつけられることが多い。失われた命の重みを力に、調査の意義に照らして、開示制限が解かれることを今後期待したい。

イ、全国でも甚大な被災が強調される名古屋の、特に市街地空襲の犠牲者調査・集約は、同県豊川・豊橋・岡崎等の集約水準と比して、極だつて低い。水準引き上げは、

今後の調査活動の中心課題の一つとなろう。

ウ、眞実糾明の力べにもなつて「戦争被害は国民が受忍すべきもの」論を克服して、民間戦災者への不当な仕打ちを打破することを目指さねばなるまい。

(二〇一五・一〇・一四 調査グループK)

統豊橋空襲体験記

第四集 岡崎空襲を  
記録する会



福井雅子、丸地すえ、丸地民子、丸地康夫、鈴木二三、富田ひで、菰田治夫、菰田方子、太田幸子、河合とめ、沢山すゞ子、鈴木千枝、長田まさ、山田りゆう、栗原ちか、神谷照吉、神谷昇、斉藤健二、長尾もん、中村嘉根助、萩山ゆき、松野なか、小林弥太郎、鈴木孝依、神谷こまつ、小井きぬ、柴田佐六、尾藤なか、山田はる、小沢竜太郎、河合芳邦、菅原米次郎、松井ます、松本はる、山岸たか、成田きい、神藤正年、藤原りさ、村田章、加藤ため、鈴木ゆき、西郷源作、加藤すみ子、菅沼ちる子、山本倉吉、山本ゆき、堀こう、石崎かず栄、石崎弘和、伊東小夜子、宇藤登仁右衛門、佐野はな、竹田秀太郎、竹田好子、古本一、古本いさゑ、古本昌晴、市川久雄、伊藤軍八、太田四蔵、大羽牧太郎、米山はる、杉浦はな、高橋高二、福井栄充、松井勝美、松井正二、松井せき、松井善枝子、松井富子、守下護、安田武、山本英子、山本喜子、石川とめ、木田かぎ、新古さき、神藤□□、田中久枝、中西いさゑ、中西三郎、中西元徳、中西元幸、中西こと、中西幸子、水谷新一、水谷花子、水谷ふさ子、本田勝枝、本田はつ、吉田あさ、柴田正、酒井加市、村上泰子、小林文蔵、稲葉津油乃、鈴木ゑつ、中神巴喜枝、鈴木常吉、後藤みね子、山口啓蔵、山口やす、山城秀子、柴田悦子、両角計二、小金佐喜、大久保つた子、額額すえ、宮路とみ、大桑俊平、金田寅吉、鈴木さだ子、鈴木ヨメ、野口やえ、

千賀千太郎、野田たか、松井泰憲、伊藤たき、小野田猪一、小野田志ん、神藤勇、神藤常三郎、神藤等二、神藤婦可美、神藤文子、野田信行、谷野健治、大矢静江、大矢義一、小松□□、近田武、福井いち、福井光雄、稲熊こぎく、近藤たか、中山信二、水梨次男、奥村勘二、奥村絹江、奥村君子、奥村はる、奥村美佐子、水野浅平、金子正勝、金子耶代、金子ゆき子、山田よつ、鈴木□□、赤松ミヨ、朝倉秀代、伊藤君、岩見えつ、大岩友喜、鴻村□□、大山鈴子、大山珠代、岡本照彦、藤山とも、勘解由喜市、金子ほう、木村あや、草野□□、小久保いち、小島辰司、小野田篤旨、小野田きくゑ、小野田鶴江、小野田寛江、小林みよ、近藤らく、佐久間□□、佐久間一治、佐藤一八男、佐藤文俊、白井錦子、白井よし、杉浦清次郎、鈴木□□、鈴木□□、鈴木慶次郎、鈴木静、鈴木静江、鈴木すゑ、鈴木孝樹、鈴木孝久、鈴木孝郎、鈴木徳蔵、鈴木登、鈴木久子、鈴木雅子、鈴木ユノ、鈴木よう、高須きよ子、高須志ま、高須智恵子、高須光子、高橋斧吉、高橋静江、田口蔵、田口志め、田口富子、

竹本もと、田中武一、都築誠、都築あやの、都築富貴子、都築勝、都築むめ、中垣勉、長坂仁乃、中島きと、中西信行、中西まち、中野義春、伴尚、伴忠、坂野泉祐、福井ナツ、細山和正、細山久江、細山美都子、細山ゆき子、本多みね子、牧野可子、松下ちる、松本はつ、見山基全、向坂八重子、村松光子、山口儀三郎、吉川わかる、渡辺セツ、完山基、鈴木みなゑ、岩瀬いち、岩瀬壽子、岩瀬恭史、鈴木孝一、鈴木はつ、鈴木はま子、鈴木ふく子、鈴木三夫、河合一六、青柳すみ子、浦野福蔵、金子はつへ、鈴木正江、鈴木よ志江、青松利枝、青松秀光、清原せつ子、清原南芳、神藤芳和、内田健一、伊藤英次、伊藤高志、伊藤房恵、伊藤みち代、伊藤やすゑ、加藤節、鈴木忠男、中村武久、中村のぶ、中村嘉彦、夏目栄、夏目八千代、山田謙三、山田鈴子、木藤将、北村孝久、古川たつ、青島なみ子、大川善重、杉浦たけ、鈴木もと、高柳こん、新藤□□、藤本静子、藤本藤助、近藤きん

○) ▼【岡崎空襲】(一九四五・七・二) 以上『※⑨』

# 証言コーナー

## 『アツ…。あれが私の戦争体験だったんだ』 火花散り、交差する証言。体験は共有財産

▲三重県紀宝町出身の女性が語った、国民学校在学中のころの体験。

「煙を吐く軍艦が沖を走るのが見える、海に面した集落で、戦争とは何かも知らずに、のんびり育った。背後のI銅山で働いていたらしい、白人の大男がある晩、自宅

玄関に現れ、『鉛筆一本と紙一枚が欲しい』という。びつくりして、私はお勝手にたつ母に事情を話すと、母は『そんなモノはないからと、早く追い払いなさい』と言うんです。そのとき私は、子どもながら

加藤志ん、加藤鈴子、貝吹甚太郎、本多ツヤ子、野田宣二、野田千代子、野田亮子、鈴木 誠、鈴木芳枝、柴田みさを、高橋好男、磯谷秋光、成瀬ゆか、小早川宏夫、永井みね、阿部□□(兄)、阿部□□(弟)、遠藤□□(母)、遠藤□□(子)、黒野昭一

【大阪空襲】杉浦房子(死亡日?)

【浜松空襲】柴田当乃(死亡日?)

以上『※⑩』

▼【三菱重工名航・大府飛行場建設/地崎組・中国人現場】

宋學海(四五・一一・二九)、張玉柱(四五・二・一六)、王明文(四五・四・

五・二・一六)、楊

三、李良浜(四五・五・二二)、楊

洪寛(四四・十二・十二)

以上『※⑪』

※ 典拠にしたもの

- ① S氏調へ
- ② S氏調へ
- ③ M氏調へ
- ④ S氏調へ
- ⑤ 『第四農耕勤務隊留守名簿』

⑥ Oさん、Hさん調へ

⑦ 戦争展での受付メモ

⑧ 豊川流域研究会「証言・渥美線電車機銃掃射」

⑨ 豊橋空襲を語りつくす会

⑩ 岡崎空襲を記録する会

⑪ 「戦時下愛知の諸記録二〇一五」

に強い衝撃を受け、立ちすくみました。理由は、その白人にどう説明したらいいのか、ではなくて、「へーそんなんか。日頃『ウソをつくな』という大人も親も、こんな時に、平気でウソをつくのだ」という、驚きからでした。

戦争とはほぼ無縁だった生活と、これまでは思っていたが、子ども時代の、この忘れられない親とのやりとりこそ、私にとつての『戦争体験』のひとつなんだ、と思いついたんです。」

(妻君の話を隣で聞いていた老夫君が言った。「そ、そんなことがあったのか! はじめて聞く話じゃないか!」と。

女性は涼しく答えた。「いろいろな展示物を今日見て、本当に、七十年前の子どものころの体験が、日本の戦争と結びついたのであります。」

東アジアの平和にこだわる面々が、日本敗戦前後の中国東北地方の政治状況に話が及んで…。

中国人(国民党軍と共産党軍と

民間人)、朝鮮人(パルチザンと民間人)、日本人(関東軍と民間人)、ソ連軍などが入り乱れ推移し、一九五〇年代には米軍も参戦する。

「複雑きわまるこの状況を、どなたかうまく整理して下さいよ」と某氏が提起。又々云々かんぬん…。議論が途切れたところで、ある大谷派僧侶が、『その時期、間島地方では、真宗大谷派教団が、開教に乗り出していた』事実と言及。その経過と結果を知りたい、という事になった。報告が待ち遠しい。

「昨年ごろから、チョゴリ・チマの作り方や着こなしが関連コーナーで話題になっている矢先に、「娘が朝鮮民族学校に通っていた」

○「戦争体験は平和社会の貴重な  
**証言コーナーに声をかけて頂いた  
 方々の、サウリのセリフはどうか。**

「街に、生活に、活きる書」を実  
 践する。学校勤務を退いてからも  
 忙しい彼が差し出す団扇に、墨絵  
 と文字。  
 『ふるさとに 古城の 残る  
 ありがたし』  
 彼は日中友好運動家であり、城  
 の町、地元I市を愛する書道家だ。

○ほか、メモが追いつかないほど  
 多数お寄せ頂いた。感謝。

○「運動には課題意識が常に求め  
 られ、課題の実現には**技と方法**が  
 問われ、技には豊かで適切な**素材**  
 が必要だ。横断幕づくりのために  
 立ち寄る「服地の〇屋」は素材が  
 ゆたか。布地ばかりか、動物の皮  
 地だつてあるので、利用したい「H  
 ・R氏」。

というRさん(在日コリアン)が、  
 娘さんの学校制服(チョゴリ・チマ)  
 を手にして現れ、「Sさんに渡した  
 いが:」と言う。Sさんとは、チ  
 ヨゴリ・チマ切り裂き事件や朝鮮女  
 高生がチョゴリ姿で通学できない  
 状況に憤慨し、「西洋服になじむの  
 もいいが、朝鮮服を見て違和感を  
 もつ日本人の感性って、何だろ  
 う?」と、日頃持論を展開するS  
 さん(日本人)のこと。  
 後刻、お二人は証言コーナーで、  
 熱く談義。いつの間にか多くの入  
 がその周りを囲んでいた。

地下水脈。最近オーブンの愛知・  
 名古屋戦争資料館については、今  
 後の伸びしろに期待したい。戦後  
 の『**平和体験**』に注目、大事に「N  
 ・Mさん」。  
 ○「**厭戦、非戦、反戦の『民俗』**  
 に注目したい」【K・R氏】。  
 ○「**収容所捕虜と深いつきあいの**  
 あつたのは、下肥にかかわる、付  
 近のお百姓だつた」【Y・B氏】。  
 ○『**上官の命令は天皇の命令**』と  
 する日本軍。爆撃命令書に上官が  
 サインする米軍。命令書の展示に  
 はこのサインの翻訳も欠かせない  
 【M・J氏】。  
 ○「**占領時代の名古屋大須はアメ  
 リカ村の南隣**。『米兵(コネン)』も、  
 米兵相手の遊郭もあつたし:」【S  
 ・I氏】。

舞台は名古屋のとある劇団。な  
 んと国民投票で憲法が変わつてし  
 まつた近未来のお話。憲法がどう  
 変わったか? 数年前から巷  
 で取りざたされている「憲法改正  
 草案」を見たことがあるでしょう  
 か? その草案が現実のものとな  
 った社会を想定し、劇団の上演つ  
 てどうなつてしまうのか? をド  
 タバタ喜劇で描きます。  
 日本国憲法は、国民の権利と自  
 由を守るため、「勝手なことができ  
 ないよう権力者をしる」という  
 立憲主義の考え方で成り立ってい  
 ます。そのしびりがなくなつた時  
 いったいどんな社会になつてしま  
 うのか? あらためて考えてみよ  
 うという試みです。  
 タイトルは「夏の夜のゆめ」で  
 すから、いろんな「ゆめ」を出現  
 させます。劇団に集う人々の「ゆ  
 め」、はたまた「悪夢のような現実」  
 など。改憲による深刻な状況にあ  
 りながらも、笑えて元気がでる芝  
 居を上演しようと奮闘する劇団、  
 各々の「ゆめ」はどうなるのか?  
 これらをひらき座流のドタバタ  
 しい方式に挑戦します。シエイク  
 スピア原作のストーリーを生かす  
 構想は途中で消えてしまったので  
 すが、この芝居を観て大いに笑つ  
 て、戦後七〇年の今、そして未来  
 を展望して色々感じていただ  
 けたら大変幸せです。

ごあんない  
 ひらき座 第115回公演  
 人業劇団



夏の夜のゆめ  
 ～がっかりな未来～

2015年11月21日 14:00開演 / 18:00開演  
 22日 11:00開演 / 15:00開演 (観客動員数3000名)

名古屋市 千種文化小劇場 (3<2座) TEL 052-745-6235  
 前夜 (一般) 2,000円 (学生) 1,600円 (幼児) 1,000円 (幼児未満) 500円

2015 戦争展 反省会から

# JAMORO グループ紙誌 拝見

- **なくす会通信** (五八号) 発行所 在日外国人の年金差別をなくす会 (名古屋昭和区山脇町二の十二の二) パラシオン鶴舞三二二号 二〇一五年九月二日
- 八・二七愛知県交渉報告 付 愛知県への要望書六・二四
- (愛知県調べ) 平成二六年度・市町村単独事業・外国人手当金等支給状況調べ
- 平成二六年度都道府県単独事業 在日外国人手当等支給状況 ほか
- **窓の会** (四〇号) 発行所 二〇一五年十月八日
- 『杉浦明平 暗夜日記一九四一〜四五』を読む・その女性観と戦時体制批判を中心に 別所興一
- 『覚書三一』愛知県の造園業者らがヨーロッパに三つの日本庭園を花ベルツ、クレーデンホーフ光子にちなんで 長谷川哲男

## ご案内

アジア・太平洋戦争開戦74年

# 2015 12・8不戦のつどい

講演 福沢諭吉の正体

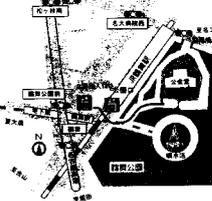
アジア蔑視と侵略戦争で果たした役割

～日本の近現代史を問い直そう～

安川寿之輔氏 名古屋大学名誉教授、教育学博士、「不戦兵士」市民の会 副代表。(著書『福沢の戦争論と天皇制論』など)

雁屋哲氏 著書『美味しんぼ』(画、花咲アキラ、小学館)、『二年C組特別勉強会 福沢諭吉』(遊幻舎)

杉田聡氏 (帝広畜産大学教授(哲学・思想史)、著書『福沢諭吉 朝鮮・中国・台湾論集』(明石書店))



日時: 12月8日(火) 18:00~21:10

場所: 名古屋市公会堂 4階ホール

資料代: 500円

地下鉄鶴舞線「鶴舞駅」下車徒歩2分

主催: 2015・12・8不戦のつどい実行委員会  
 愛知県平和委員会、日本ジャーナリスト会議・東海、日中友好協会愛知県連合会、愛知憲法会議、名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する会、新日本婦人の会愛知県本部、愛知県高等学校教職員組合、名古屋市立高等学校教職員組合、不戦兵士・市民の会東海支部、日朝協会愛知県連合会  
 愛知・日本軍「慰安婦」問題の解決をすすめる会  
 協賛: 愛知県労働組合総連合、自治労連愛知県本部、愛知県商工団体連合会、革新愛知の会、自由法曹団愛知支部、年金者組合愛知県本部、(ノーマア) 名古屋の会、国民支援会愛知県本部、愛高教退職者の会、国鉄労働組合名古屋地方本部、愛知県AALA連帯委員会、日本ユース協会愛知県連合会、原水爆禁止愛知県協議会、愛知県民主医療機関連合会、愛知県教職員労働組合協議会、全国福祉保育労働組合東海地方本部  
 連絡先: 2015・12・8不戦のつどい実行委員会  
 〒461-0004 名古屋市東区茶1-2-26 民主会館4F 愛知県平和委員会内 Tel:052-931-0070 Fax:052-933-3249  
 E-mail: office@peace-aichi.net

- 「昭和十五年五月二三日 宮沢賢治友の会研究座談会」 大伊和雄
- 『T』オリンピックのエンブレム騒動 永田 修
- **季刊ひやくさい あいち年金者大学・文化誌** (No.五二) 発行所 全日本年金者組合愛知県本部 二〇一五年十月

- 『小特集』平和をめざす 私たちの闘い 朝鮮女子勤労挺身隊被害の解決に向けて 高橋 信
- 『エッセイ』 解明できた日本軍国主義のもとで 朝鮮人教師 真実を求める心の授業 村松寿人

- **会報あゆち** (二八二号) 発行所 愛高教退職者の会 二〇一五年十月一日
- 時流にのることなく 文系志望で数学教師に 浅見 汎さん
- 『地震と戦争の七十年展』 戦地への手紙が語る「続編」 藤原 肇
- リニアに関わって 吉田豊美
- 第十五回フクシマ原発事故勉強会 富田孝正

【表紙】三浦雅子